



厚生労働省

沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

平成 27 年 8 月 28 日

【照会先】

労働基準部健康安全課

課 長 幸地 光彦

労働衛生専門官 梅澤 栄

電話:098 (868) 4402

適切な石綿含有建築物の解体工事方法の講習会の開催について
～無料による事業です(全国版)～

石綿含有建材が使用された建築物の解体工事は、今後も増加を続け、そのピークは平成 40 年頃となることが見込まれており、解体作業等に従事する労働者や近隣住民の石綿ばく露を防止することは、極めて重要な課題となっています。平成 26 年 3 月に石綿則を改正（平成 26 年 6 月 1 日施行）し、又同日「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」を見直し、新たに「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（以下「技術上の指針」という。）を公表しています。

今般、平成 27 年度委託事業として、適正な解体工事方法の講習会を別添リーフレットのとおりに、全国各地で開催することとなりましたのでご利用ください。

なお、沖縄においての開催は予定されておいません。

別添資料

1. リーフレット

※各会場 定員 200 名、先着順

2. 講習会受託業者の HP(申し込み等関連ページ)

株式会社環境管理センター(<http://www.kankyo-kanri.co.jp/asbestos-itaku/>)